

## 令和5年度 第3回淡路市国民健康保険運営協議会要約議事録

- 1 日 時 令和6年1月25日（木）14：00～15：00
- 2 場 所 淡路市役所 1号館2階 大会議室1及び2
- 3 出席者 中山委員、東根委員、柏木委員、福富委員  
濱口委員、大倉委員、辻本委員、長野委員  
藪内委員、内海委員（15名中10名出席）  
事務局（福祉総務課、健康増進課、税務課）
- 4 議 事 (1) 答申（案）について  
淡路市国民健康保険税の税率の改正について  
(2) 第3期データヘルス計画について  
→事務局より説明  
(3) 報告事項  
①国民健康保険税と国民健康保険料について  
→事務局より報告
- 5 質 疑 以下のとおり

### (1) 協議事項

淡路市国民健康保険税の税率の改正について（答申）

#### 答申（案）①

- 1 淡路市国民健康保険税の税率の改正について  
令和6年度からの淡路市国民健康保険税については、基金を活用して現行税率に据え置き、被保険者の負担増を抑制する必要がある。

#### 答申（案）②

- 1 淡路市国民健康保険税の税率の改正について  
令和6年度からの淡路市国民健康保険税については、基金を活用して現行税率に据え置き、被保険者の負担増を抑制する必要がある。
- 2 税率の改正時期について  
安定した運営を図るため、3年間単位での税率見直しを原則としつつ、基金残高を見極めながら、必要に応じて見直しを行う必要がある。

( 委 員 ) この案であればどちらであっても、諮問に対する答申として運営協議会の総意として提出して問題ないとする。

( 委 員 ) どちらの答申(案)も税率を据え置くという点については同じであり、どちらでも問題ないとは思いますが、②案の方が、何かあった際の保険になって良いのではないかと思います。

( 委 員 ) 今言われたように②案の方が良いと思う。

( 委 員 ) 3年前もコロナ禍で先が見えないという中で、同様の答申を提出した。先が見えないという点では、今も同じではないかと思うので②案が良いのではないかと思います。

( 委 員 ) それでは②案を運営協議会の総意として提出してよろしいか。

( 委 員 ) 異議なし。

### 第3期データヘルス計画について

( 委 員 ) 計画の中に、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の目標値が掲載されているが、昔の感覚でいえば、非常に目標が高く、達成が困難に見えたが、事務局の説明を聞いた限りでは、徐々に保健事業の成果が上がってきており、問題ないと感じた。

( 委 員 ) こういった計画は被保険者に周知できているのか。

( 事務局 ) 計画策定時や中間見直しの際には広報等で周知している他、市のホームページには掲載している。

( 委 員 ) 特定健診というのは「まちぐるみ健診」のことか。「まちぐるみ健診」の受診率をあげれば良いということか。

( 事務局 ) 特定健診は集団健診と個別健診に分類され、そのうち集団検診に相当するのが「まちぐるみ健診」である。集団健診、個別健診どちらであっても受診いただければ、受診率に反映する。

- ( 委 員 ) ジェネリック医薬品の使用割合はどのように算出するのか。
- ( 事 務 局 ) [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) とされている。
- ( 委 員 ) ジェネリック医薬品に切り替え可能かどうか確認する方法は。
- ( 委 員 ) 医師が処方箋に一般名で書いてある場合はジェネリック医薬品に切り替え可能である。反対に、切り替え不可の場合は、処方箋に×印がついてあったりする。国は、製薬メーカーにジェネリック医薬品の製造を求めているが、薬価が低く、利鞘が少ないため、後発医薬品の存在しない医薬品がたくさんある。そういったものが、この使用割合には出てこない。また、在庫不足により、先発医薬品しか処方できないというケースも多くある。薬局の方では、出来る限りジェネリック医薬品を出そうとしているはずである。
- ( 委 員 ) ジェネリック医薬品にすると負担が半額くらいになる。被保険者本人にとっても非常にメリットが大きい。
- ( 委 員 ) ジェネリック医薬品は基本的に先発医薬品と同じ成分とされているが、若干違う所もあると聞いた事がある。
- ( 委 員 ) 成分は同じだが、溶け方が違ったりはする。
- ( 委 員 ) 実際に切り替える際には医師に言わなければいけないのか。
- ( 委 員 ) 医師にあえて言わなくても、変えられるケースはあるので、処方箋を見て、一般名となっていれば、薬局で言っていただければ良い。
- ( 委 員 ) この計画書は最終的に、製本等され、各事務所等に配るのか。
- ( 事 務 局 ) 委員お見込のとおり。

(3) 報告事項

①国民健康保険税と国民健康保険料について

→事務局より、兵庫県内での採用状況と、差押えの優先順位、時効の期間等の考え方等から、淡路市では今後も国民健康保険税を採用する予定だが、引き続き県内の状況を見ていく旨説明。

以 上